

小総消 第 406 号  
平成25年10月21日

原発なくそう！九州玄海訴訟

原告団長 長谷川 照 様

小城市長 江里口 秀



原子力災害対策に関する質問状に対する回答について

平成25年10月7日付けで提出がありました質問状について、別紙のとおり回答します。

1 30km圏内の住民が避難を要する事故が発生した場合の小城市的受入れ態勢について

30km圏内の住民が避難を要する事故が発生した場合、玄海町のみならず唐津市からも住民が小城市に向かって避難することとなります。

そこで、その受入れ態勢について教えてください。

- ① 避難者は最大何人になると想定されていますか。
- ② 避難者のための水や食料は、何人分を、何日分確保していますか。トイレの数は足りますか。布団等寝具の準備はありますか。乳幼児、高齢者、障がい者等への配慮はどうなっていますか。
- ③ 避難が真冬に行われた場合には、暖かい衣服や毛布、燃料が必要となりますが、その確保はありますか（仮に、小城市において調達するのでない場合は、どこが調達の責任主体かご教示ください。）。
- ④ 避難にかかる費用は誰が負担するのですか。
- ⑤ 避難者のうちに被ばくしている者もいる可能性がありますが、被ばくに対する医療体制はどうなっていますか。どこの医療機関がどこで診療にあたりますか。また、病院に搬送する必要のある者がいた場合、どこに搬送しますか。

【回答】

市では、「原子力災害時における玄海町暫定対応行動計画」及び「唐津市原子力災害対応避難（行動）計画」に基づき、玄海町及び唐津市の住民約25,000人の受け入れを想定しています。

玄海町及び唐津市の避難者受入れを目的とした水や食料、衣服、毛布、燃料等の非常備蓄といった考え方を持ち合わせておりません。ただし、当市における自然災害時の避難者受入れを想定して、市の人口の一定程度（食料は1日3食分）を目安に、備蓄すべき物資の品目を整理し、整備を進める方向で考えています。

乳幼児、高齢者、障がい者等への対応に当たっては、市の指定避難所において福祉避難室を設けるなどの配慮のほか、県では県立学校を福祉避難所と位置付けて機能の充実に努められていますので、これらの施設も活用することを考えています。

また、避難者受入れに当たって、市で整備を進める備蓄品や資機材等が不足する場合は、県及び県内市町が締結している災害時応援協定により食料、飲料水及び他の生活必需品の提供を要請したり、県においては様々な企業との協定により災害時に食料品や生活必需品等の供給を受けられる体制づくりを進められているところです。

東日本大震災のように災害救助法が適用される場合は、避難に係る費用は、同法の規定に基づき、国に対して求償することとなります。

また、原子力発電所で事故が発生し、周辺に損害が発生した場合の賠償の制度については、原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）によって、原子力事業者が責任を負うこととなっています。

被ばくに対する医療体制については、県が主体となって初期（事業所内診療所、救護所）・二次（唐津赤十字病院、佐賀県医療センター好生館）・三次（広島大学、放射線医学総合研究所）といった態勢を整備され、市は、県の指導・助言を受けて対応に当たるものと考えています。

## 2 放射性物質が小城市まで拡散した場合の対応について

放射性物質が小城市方面に流れてきて、小城市市民も避難を要する事態になる可能性があります。

- ① その場合の避難計画は立てていますか。
- ② 避難計画を立てている場合、どこに避難する予定ですか。

### 【回答】

国の原子力災害対策指針や県の地域防災計画では、予防的防護措置を準備する区域（P A Z）や緊急時防護措置を準備する区域（U P Z）の対象地域について避難計画を策定することとされています。

市は、当該区域の対象地域外となっていますので、避難計画を立てておりません。ただし、市域で避難が必要になった場合は、県において必要な調整を行うこととされていますので、市としては、県と連絡・調整を行いながら対応していきたいと考えています。

また、市民への伝達に当たっては、防災行政無線、テレビ・ラジオの放送、携帯電話のメール（緊急速報メール、市防災メール、県防災ネットあんあん）、市ホームページなど多様な手段を用いて情報提供活動を実施することとしています。

住民の避難については、国の原子力災害対策指針や県の地域防災計画において、

- 概ね 5 km 圏内とされている予防的防護措置を準備する区域（P A Z）内では、事故発生後の初動段階において原子力発電施設の状況に応じて、次のとおり対応することとされていること
  - ・警戒事象の段階で、災害時要援護者の避難の準備
  - ・施設敷地緊急事態（原子力災害対策特別措置法第10条）の段階で、要援護者の避難実施、住民の避難準備、安定ヨウ素剤服用準備
  - ・全面緊急事態（同法第15条）の段階で、住民避難及び安定ヨウ素剤服用
- 概ね 30 km 圏内とされている緊急時防護措置を準備する区域（U P Z）内

では、原子力緊急事態宣言が発出された段階で、まずは屋内退避を実施した後、緊急時モニタリングの結果を踏まえ、毎時 $500\mu\text{Sv}$ を超える地域は1日以内に、毎時 $20\mu\text{Sv}$ を超える地域は1週間程度内に避難することとされています。

### 3 放射性物質の処理の問題について

避難者の持ち物が放射性物質に汚染されている可能性があります。また、避難者の身体に放射性物質が付着している可能性があるので、その場合には水での洗い流す必要があります。この水は放射性物質によって汚染されることとなります。

この点、小城市的原子力災害対策計画では、除染関係ガイドラインを参考に除染を実施するものとされています。

- ① 小城市では、具体的に、どの課の職員が除染を行うのですか。
- ② 除染時には国や原子力事業者、県の職員など多くの関係者が活動することになると思われますが、その指揮命令系統はどうなっていますか。
- ③ 放射性物質の付着した廃棄物は、誰が、どのようにして、収集・運搬をするのですか。
- ④ 放射性物質の付着した廃棄物は、どこで保管するのですか。

#### 【回答】

避難者のスクリーニングや除染については、県において関係機関の協力を得ながら実施することとされています。この場合の廃棄物（着替えた衣服、除染に使ったガーゼやシャワーを浴びた場合の水等）は、除染を実施される関係機関で管理されるものと考えています。

なお、災害からの復旧のために放射性物質による環境汚染への対策として除染や保管等を行う場合には、除染関係ガイドラインを参考に、国や県、関係機関と連携して実施することとなります。しかしながら、放射性物質の特殊性を鑑み、専門的・技術的知見を持ち合わせていない本市においては、やはり国や県、関係機関の指導・助言等を受けながら対応せざるを得ないものと考えています。この場合において、市の主たる担当課・庁内体制の構築、指揮命令系統の確立までには至っておりません。

#### 4 小城市民への告知について

原子力事故が発生した際、玄海町や唐津市民から、小城市へと避難がなされるこ  
とを、小城市民の方はご存知でしょうか。

これまで、どのような媒体で告知されてきたか、教えてください。

#### 【回答】

市では、玄海町や唐津市の区域を超えた佐賀県原子力防災訓練において、玄海町  
との住民避難（避難者受入）訓練や行政機能移転訓練、情報伝達訓練に取り組んで  
おり、その際、訓練用周知チラシを作成の上、避難訓練や行政機能移転訓練で利用  
する公共施設周辺地区の区長（自治会長）様を通じて地域住民への周知に努めてい  
るところです。しかしながら、市民への告知は十分ではないものと考えています。

そこで、例えば、避難者受入れ先の断片的な情報だけを市民に告知するのではなく、  
県が発行しています「原子力防災のてびき」において、「予防的防護措置を準備  
する区域（P A Z）や緊急時防護措置を準備する区域（U P Z）の地域住民はど  
こに避難するのか、また、避難者を受け入れるのか」等といったことも含めて周知  
できるような媒体の作成など県に対して提案していきたいと考えています。

#### 5 原子力防災対策の責任主体について

私たちは既に、佐賀県に対し、原子力災害対策についての公開質問状を出して回  
答を得ました。佐賀県の回答は、佐賀県が主体的に防災対策を行うというものでは  
なく、ほとんどが「国や市町の判断で」というものでした。

- ① 原子力事故が生じた際、例えば、小城市が、屋内退避や避難指示を緊急に出さ  
なければならぬ事態となる可能性がありますが、小城市にそれが可能ですか。
- ② 防災対策を決定して実行するにあたり、どこが責任主体となるのが最も実効的  
な避難を実現できると考えますか。

#### 【回答】

国の防災基本計画や県の地域防災計画では、原子力災害時の避難指示等の防護措  
置は国が原子力災害対策指針等に基づいて方針を決定することになりますので、万  
が一、市で避難等の対応が必要となった場合は、基本的に国や県の指示を受けて、  
市が住民へ避難等の指示を発令し、国や県、関係機関と連携して対応することにな  
るものと考えています。

また、実効的な避難の実現に当たっては、玄海町や唐津市の行政区域を超えた避難であることから、まずは県内広域行政の担い手である県が中心的役割を果たしていただき、住民避難や避難誘導、避難者受入れ、交通規制等々を円滑に進められるよう取り組まれるものと考えています。

なお、市は、避難者受入れ後にあっては玄海町や唐津市の職員と協力しながら対応することを考えています。